

## 家畜衛生情報

**改正家畜改良増殖法が施行されて1年が経過しました。  
改めて「家畜人工授精所開設許可が必要な業務」を確認してください**

○譲渡等又は他者が飼養する家畜に注入・移植する目的で家畜人工授精用精液・家畜受精卵の生産や保存等を行う場合は家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精所の開設許可が必要です。

「開設許可」の必要範囲は下表のとおりです。許可が必要な場合は、地域振興局農業農村支援センターへ申請をお願いします。

業務内容	開設許可
精液の採取及び処理・受精卵の処理	<b>必要</b> (精液・受精卵が自己利用のみの場合は不要)
精液・受精卵の保存 (譲渡等又は他者が飼養する家畜に注入・移植する目的で保存する場合)	<b>必要</b>
精液・受精卵の保存 (自己所有の家畜に注入・移植する目的で保存する場合)	不要 (購入品の場合も含む)
農家所有の精液・受精卵をその農家の家畜に注入・移植	不要

☞ 自己所有の雌畜のみに家畜人工授精用精液等を注入・移植する場合は家畜人工授精所の許可は必要ありません。

☞ 家畜人工授精所を開設する前に保存していた家畜人工授精用精液等は、開設後も自己所有の雌畜以外への注入・移植又は譲渡を行うことはできません。

○家畜人工授精師・獣医師の方へ

農場で保存されている家畜人工授精用精液等をその農場の家畜に注入することだけを業務とする場合(自分で精液等の保存用の液体窒素ポンペを所有しない場合)、家畜人工授精所を開設する必要はありません。

その他家畜改良増殖法に関しまして疑問点がありましたら各地域農業農村支援センターへお問い合わせください。

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久農業農村支援センター	0267-63-3145	木曾農業農村支援センター	0264-25-2221
上田農業農村支援センター	0268-25-7126	松本農業農村支援センター	0263-40-1917
諏訪農業農村支援センター	0266-57-2913	北アルプス農業農村支援センター	0261-23-6511
上伊那農業農村支援センター	0265-76-6813	長野農業農村支援センター	026-234-9514
南信州農業農村支援センター	0265-53-0414	北信農業農村支援センター	0269-23-0209